

Euratom（欧州原子力共同体）と英国間の将来の協定の原則

欧州原子力産業会議（FORATOM）のポジションペーパー（2018年5月2日）

概観

Euratomと英国間の将来の民生用原子力関係を考える場合、密接かつ建設的な対話や協力を過去40年以上も行ってきたことをまず認めなければならない。英国のEuratom加盟は、共同の産業・研究協力のほか、共通の規制体系の構築に寄与した。また、英国の原子力市場にEU27か国の原子力産業の参加を促し、ひいてはEU域内の成長や雇用創出に貢献した。

FORATOMは、以下を目的としたEuratom/英国の協力協定の早急な協議と締結を求める：

- ・ **原子力政策や規制に関する最高レベルの調整、協力、関与の維持（原子力安全や保障措施を含む）。**
- ・ **研究分野における最高レベルの協力の維持**（Euratom枠組プログラムや関連する英国のプログラムなどの共通のプロジェクトにおいて、英国とEUの組織が継続的に参加することを含む）。
- ・ Euratomと英国間の**現在の効果的な原子力貿易枠組**の維持（不必要な貿易や運用上の障壁を回避するための規定を含む）。

原子力産業が有する相互連携性や国際性を鑑み、とりわけ、Euratom条約によってもたらされる現在の利益に相当する措置を実施し、英国のEuratom離脱後の“クリフエッジ”を回避することによって、原子力の諸問題について継続的な協力を確保することは、EUと英国双方の利益にかなう。

FORATOMは、英国政府が現在、以下について計画・実施中であると認識している。

- ・ IAEAとの新たな保障措置協定の合意とこの協定に沿った英国の原子力計量管理システムの実施。IAEA承認の保障措置はもちろん、民生用原子力協定/原子力協力協定（NCA）を支える基本的要件である。
- ・ EUと英国内にある核燃料（核分裂性物質）の所有をめぐる重要な問題の解決をめざす第一段階のEU/英国の協議の解決、およびEU27か国と英国の企業/組織間での燃料供給契約に適用可能な取り決め。
- ・ 核物質や機器、技術、サービスの取引のための法的、政策的要件を定めたEU以外の主要な4か国/市場（米国、カナダ、日本、オーストラリア）との原子力協力協定の締結。Euratom離脱後の地位については、これらの新たな英国との二国間原子力協力協定が、英国が現在恩恵を受けている4つのEuratom交渉中の原子力協定（計9つのうち）に置き換わる。

FORATOMは、上記がEuratomと英国間の強力かつ相互に有益な関係を維持するための基盤を提供すると考える。

同様に、FORATOMは、将来のEuratom/英国の協定が、Euratomと英国間の特権的関係を可能な限り最大限維持することをめざすよう勧告する。

Euratom/英国の協定の主要原則

この基盤に基づき、FORATOMは、EUと英国の原子力部門の技術的および商業上のパフォーマンスや安全性、セキュリティを継続的に支援するために、将来のEuratom/英国の協定において、以下の主要な要素が含まれると考える。

- ・ **核・非核物質（燃料含む）や製品、サービス、情報へのアクセスにおいて自由で制約のない取引を最大限確保/促進する取り決め。**
 - ・ 核物質、機器、サービスの制約のない移動を促進するために、関税や非関税障壁の最小化（例えば、輸出入許可取得に関連した追加の関税や行政上の必要要件の回避）。
 - ・ 少なくとも、取り決め/原子力協力協定によって、Euratomによって現在カバーされている核物質/機器/サービス/技術のあらゆる移動。
 - ・ 建設や継続中の運転および保守、燃料サイクルサービス、廃止措置および廃棄物管理のニーズ、またSMRなどの将来の原子力プロジェクトの設計/実現を促進する取り決め。

- ・ **EU/英国における原子力産業の原子力労働者の自由な移動を最大限確保/促進するための取り決め。**これは、新規建設や現在の運転、そして廃止措置や廃棄物管理までサイクル全体にわたる原子力事業にとって重要である。

- ・ **EU27か国/英国の燃料契約の見直しおよび承認。**

- ・ EUと英国間の核物質/燃料および関連製品において、自由市場（Euratom条約第9章に定められている）の継続が必要である。Euratom供給局と欧州委員会は（該当する場合）、関連する契約の承認プロセスの合理化を適切に進めるべきである。

- ・ 既存の枠組/契約の有効性の確認：

- ✦ ユーラトム供給局によって締結されたあらゆる既存の契約の一般的な保護原則は、それらの条項に従って完全に効力を継続する。

- ・ **Euratom/英国の協定を補完するために、英国がEU加盟の数か国と二国間協定を締結する可能性。**例えば、英国とある特定のEU加盟国が、Euratomと英国との間で合意された条項を超えた取り決めを行うことは有益である可能性がある（そのような合意はECに通告しなければならず、“実施を妨げてはならない”、またEuratom条約の規定と“適合”しなければならないことを認識する）。

- ・ **既存のEU内協力を含む、現在のEU/英国の協定の利益を維持するEU/英国の輸出管理許可体制。**

- ・ EU/英国間の重要な部品/技術の移動を支援、促進し、管理上の負担/時間の遅延を軽減するEU /英国の輸出管理区域の設立。

- ・ 特に、以下について維持することはEUと英国双方の利益にかなう：

- ・ EU独自の政府間保証取り決めとプロセス（カテゴリ0アイテムに適用される）。それにより、EU域内の移動および/あるいはEU域外の移動（すなわち世界中）を促進するために、ある加盟国が効果的に他に代わって署名することができる。

- ・ カテゴリ1～9アイテムの輸出管理許可の必要性がない現在の状況/状態を維持するシステム（但し、EU域内外（すなわち世界中）の移動には、輸出許可が必要であることを留意）。

- ・ 加えて、既存の輸出管理許可が有効であり、ブレグジット後も有効であ

ることの確認。移行を支援し、非関税障壁を削減するための既得権取り決め。

・ **EU/英国の取り決めは、原子力政策および規制の開発における英国の調整と協力を維持するため、実施されるべきである。**

- ・ 英国は現在、EU内で原子力の諸問題に関する議論に大いに貢献している。英国は、これまでEUや世界中の原子力関係国とポジティブな協力や連携を行ってきた優秀な実績を持っており、原子力政策や規制の具体化や実現のために協力し、EUを原子力部門の最前線で維持してきた。それゆえ、緊密に共に関与、協力し続けることは非常に望ましく、EU27か国と英国の戦略的長期利益にかなう。例えば、安全・規制問題についてはENSREG（欧州原子力安全規制者グループ）を通じて、そしてより広範な政策的問題には新たなEuratom/英国の協議体を通じて、英国の関与を継続することである。

・ **EU/英国の取り決めは、原子力の研究開発における国際協力を最大限維持するため、実施されるべきである。**

- ・ Euratom離脱後、英国はもはや自動的にEUの研究開発プログラムに参画する権利はないが、継続中の協力の明確な相互利益を考えれば、関係を維持することが重要である。同様に、英国関連の研究開発プログラムへのEU27か国の企業の参加は重要である。EUと英国は、最先端技術やイノベーションの開発に不可欠な設備や材料、人/専門家、技術情報/データへのアクセスを共有することにより、等しく利益を受けている。それゆえ、EUと英国は、研究開発におけるEU協力や国際協力の継続を確保するための取り決めを行うべきである（スイスの関連資金拠出によるEuratomの研究開発への参加は、その一例である）。

・ **Euratomと英国は、原子力協力協定に沿って知的財産や技術移転への継続的なアクセスと保護を確保すべきである。**

- ・ **紛争解決/管轄措置。** 新たな協定/取り決めの解釈、適用または実施に関して合意された協議および紛争解決のメカニズムが確立されるべきである。

・ポスト・ブレッグジット:

- ・ **英国はIAEAの安全基準や要件を引き続き遵守することが要求されるべきである。**これらには、「原子力の安全に関する条約」や「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する合同条約」、「原子力事故または放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」、「原子力事故の早期通報に関する条約」を含む。
- ・ **英国はまた、核物質/製品/機器の交換/輸送のための核物質防護の基準を維持することが要求されるべきである。**これらの基準は、IAEAの要件や「核物質の防護に関する条約」に適合し、移行期間中も継続性が確保されるべきである。

完全性のため、EU/英国の取り決めは、次の条項も含むべきである。

- ・ 保健や工業、農業などの非発電分野における応用のための核物質や技術の使用。
- ・ 将来、締約国間で合意される民生用原子力協力のためのその他分野の追加。

以上